

令和8年度 就学援助費の申請について

香南市教育委員会 学校教育課

1. 就学援助制度とは

香南市では、子供たちが安心して楽しく学校生活を送れるように、経済的な理由で就学が困難なご家庭に対し、給食費や学用品費など、学習に必要な費用の一部の援助を行っています。

※この制度は、毎年度申請が必要です。

2. 援助対象

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 生活保護を受けている世帯に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める世帯
(生活保護が停止または廃止になった世帯、市民税が非課税の世帯等)

《注意事項》

- ① 原則、同じ住所にお住まいのご家族の所得は合算して審査します。住民票上の世帯が別であっても、同じ住所の場合は同一生計とみなしますので、必ず申請書に記入してください。また、別居であっても、生活費等の定期的な送金が行われている等、扶養関係が認められる場合は同一生計とみなしますので、必ず申請書に記入してください。
なお、同じ住所にかかわらず別生計と申告する場合は、別途添付資料が必要です。(6. 添付資料Ⅱ参照)
- ② 所得確認のため、前年分までの所得申告をお済ませください。なお、所得がない場合も、「ないこと」の申告が必要です。所得の確認ができない場合、審査ができず申請を却下する場合がありますのでご注意ください。
- ③ 特別支援教育就学奨励費または措置費(里親制度を利用している、施設に入所している等)の支給を受けている場合は、本制度との重複支給はできません。
- ④ 借入(住宅ローン等)は、審査の対象外です。

3. 受付期間

受付種類	令和8年度 受付期間
初回受付	令和8年1月8日(木)～令和8年1月26日(月)
随時受付	令和8年4月1日(水)～令和9年3月の最終登校日まで

《注意事項》

- ① 原則、上表にある期間内で、小中学校の全学年の児童生徒の保護者を対象として受付します。
初回受付期間終了後も、4月末日までの申請は4月認定者として受付可能です。
- ② 新入学学用品費(新1年生対象)は、入学準備金としての性質上、主として3月中旬頃に審査結果を通知し、3月下旬までに一括支給いたします。
3月中に支給を希望する場合は、必ず初回受付期間内に提出してください。
- ③ 新入学学用品費は、4月認定(4月末日までに申請した場合)のみ支給対象です。
支給を希望される方は、必ず4月末日までに申請してください。
(5月以降に受付した場合、新1年生であっても新入学学用品費は支給できません。)
- ④ 5月以降の受付分は、一部費目は申請書の受付月から年度末までの月割で支給いたします。

4. 援助内容

費目	対象となる内容	支給限度額(年額)	
		小学校	中学校
学用品費	学用品の購入費	11,630円	22,730円
通学用品費 ※4月認定の新1年生は対象外	通学用品の購入費	2,270円	
校外活動費(宿泊あり) ※対象学年のみ	宿泊を伴う校外活動における 交通費・見学料	実費額相当 上限 3,690円	実費額相当 上限 6,210円
校外活動費(宿泊なし) ※対象学年のみ	宿泊を伴わない校外活動にお ける交通費・見学料	実費額相当 上限 1,600円	実費額相当 上限 2,310円
修学旅行費 ※対象学年のみ	交通費・宿泊費・見学料等の 定められた経費	実費(対象経費)	
新入学学用品費 ※4月認定の新1年生のみ	新入学時の学用品・通学用品 の購入費	57,060円	63,000円
生徒会費 ※中学生のみ	各中学校で集金する生徒会費	/	実費額相当
P T A 会 費	各小中学校で集金するPTA 会費		実費額相当
学校給食費	学校給食費	食数による実費 (認定中の保護者負担はありません)	
医療費	学校指定病(中耳炎・慢性副鼻腔 炎・アデノイド・トラコーマ・結膜炎・む し歯・寄生虫・白癬・とびひ・アタマジ ラミ)で、学校が医療券を発行し た治療費	治療費の3割(自己負担分) ※生活保護世帯は全額	
オンライン学習通信費	タブレット端末を使用したオンライ ン学習を促進するための通信費	15,000円	15,000円

※支給額は、令和7年度の限度額(年額)です。支給年度により変動する場合があります。

《注意事項》

- ① 年度途中の認定の場合、学用品費、通学用品費、オンライン学習通信費は月割で支給いたします。
- ② 生活保護費を受給している場合、修学旅行費・医療費・オンライン学習通信費のみ支給いたします。
- ③ 香南市在住で市外の国公立の小中学校に在学している場合、学校給食費・医療費・オンライン学習通信費は支給対象外です。
- ④ 市外転出等により認定を取消した場合、支給は当該事由の発生日までです。取消時期によっては、既に一部を前払いしている場合があります。対象外となった期間分は納付書を発行しますので、返還をお願いします。
- ⑤ 虚偽の申請や、その他不正な手段によって支給を受けた場合は、返還を命ずる場合があります。
- ⑥ 新入学学用品費の支給対象は、令和8年4月に香南市立小中学校に入学または香南市在住で市外の国公立の小中学校に入学する新1年生のうち、4月末日までの申請受付分です。(私立小中学校は対象外です。)
- ⑦ 新入学学用品費を受給後、香南市外へ転出する等により入学しなかった場合は返還していただきます。

5. 申請書類

様式第1号「就学援助費認定申請書(世帯票)」(世帯につき1枚)

受付期間内(3. 受付期間参照)にお子様が在籍する小中学校または学校教育課窓口へ提出してください。
申請書は、香南市内の小中学校・学校教育課(香南市役所本庁6階)の窓口で配布、または香南市 HP に掲載
しますので、ご利用ください。

《注意事項》

- ① 令和8年4月時点で小中学校に兄弟姉妹が在籍する場合も、1枚の申請書で受付できます。お子様が在籍する小中学校または学校教育課窓口へ提出してください。
- ② 令和8年1月1日時点で香南市在住でない場合のみ、前市町村へ個人番号(マイナンバー)による所得照会が必要ですので、申請書の裏面に18歳以上の同一生計のご家族全員の個人番号を記入してください。また、添付資料が必要ですので、6. 添付資料 I を参照してください。
- ③ 認定後に世帯構成の変更、住所変更、氏名変更等があった場合には、変更の手続きが必要ですので、ご連絡ください。

6. 添付資料

I 令和8年1月1日時点で香南市在住でない者がいる場合は、以下の①と②を申請書に添付してください。

①個人番号確認書類(写し) 1点で確認可能	②本人確認書類(写し)	
	1点(顔写真付)	2点(顔写真なし)
個人番号カード(表裏両面) 個人番号付き住民票 通知カード ※通知カードは、住民票の記載事項と一致している場合に限る	運転免許証 運転経歴証明書 パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳	公的医療保険の被保険者証 年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書

II 同じ住所にかかわらず別生計と申告する場合は、以下の添付書類(例)を参照し、申請書に添付してください。

	世帯の状況(申告例)	添付書類(例)
1	同じ建物に住んでいるが生計は別である	電気や水道のメーターを分けており、光熱水費が別々に請求されている場合は、光熱水費の領収証の写し (各世帯・同じ種類・直近3カ月分) ※メーターが1つの場合は、その他生活費を別々に負担していると証明できる確認書類(個々の事情により異なります。)
2	敷地内の別の建物に住んでいる (住民票上は同じ住所だが、別々に住んでいる)	固定資産税の課税明細書の写し (不動産の所有者の名義が別々の場合を想定しています。)
3	長期入院・施設入居中などにより、生計が完全に独立している	入居費用の領収証や月々の引落が確認できる通帳明細の写し等、本人又はその扶養者が費用を負担したことが確認できる書類

《注意事項》

添付資料 II の添付書類は個々の事情により異なるため、あくまで参考例であり、上記以外の書類でも受付できます。
ご提出いただいた参考資料をもとに審査を行うため、審査の結果、生計が別とは判断されない場合があります。

7. 審査結果の通知について

審査結果が確定次第、教育委員会からご自宅へ審査結果通知書を郵送いたします。
認定の場合は、審査結果通知書と併せて支給日等の案内文書を同封いたします。
認定とならなかった場合は、6月以降再度申請することができます。
再審査についての詳しい内容は、結果をお知らせするお手紙と併せて個別にお知らせします。

8. 対象となる所得の目安（参考）

世帯の所得合計額が、世帯状況(家族構成や年齢等)によって決まる需要額の1.3倍未満の場合、就学援助の対象となります。基準となる需要額が世帯によって異なるため、以下の所得額はあくまで目安となっています。(所得額は、収入額から社会保険料、生命保険料、地震保険料等を控除したものです。)

家族構成	所得額の目安
父又は母(30代) 子(小1)	221万円程度
父(30代) 母(30代) 子(小1)	240万円程度
父(30代) 母(30代) 子(小6) 子(小1)	288万円程度
父(40代) 母(30代) 子(中1) 子(小6)	329万円程度

<<問い合わせ先>>

〒781-5292 香南市野市町西野 2706 番地
香南市教育委員会 学校教育課
(☎ 0887-50-3019)